所在地

ことぶき荘・寿荘

阿仁前田字下前田家ノ前62番地1

問合せ

市農林課

企業共同体、その他団体であること。

下杉字狐森43番地53

市 指定首理省。定 営施 設 の

管理者」を募集します。指定を希望 の申請書を提出してください。 される団体等は、指定期間内に所定 北秋田市では、次の施設で「指定

指定管理者制度とは

地方公共団体の出資法人に限定さ 定する「指定管理者」に委託するこ 運営が、民間事業者やNPO法人等 が設置している各種施設)」の管理・ れていた。公の施設(地方公共団体 を含めた中から、地方公共団体が指 とができるようになりました。 これまで公共団体、公共的団体、

活用することで、サービスの向上や コストの縮減などが期待されます。 申請の手続き 施設の管理運営に民間の活力を

申請書の提出期限 希望者に交付します。 申請書の交付 後5時までに提出してください。 10月10日(水)まで 10月10日(水)

> 候補者の選定 指定管理者の選定等

て、指定管理者」に指名します。 その候補者を市議会の議決をもっ 経て、指定管理者の候補者を決定し、 市の条例等に基づく選考審査を

集施 設

所在地 フィ ドセンター たかのす

設置の目的 脇神字南陣場岱26番地

供を行うことにより自立の援助を により必要な訓練、就労の機会の提 就労が困難な障害者に対し、通所

指定期間

平成25年3月3日(5年間) 平成20年4月1日

害者自立支援法に定める就労移行 県内に主たる事務所を有し、



もろびこども園

所在地

設置の目的 障害児に対し、日常生活に必要な 綴子字糠沢上谷地29 0番地2

指導及び訓練を行うことにより、障 害児の育成を助長する。

指定期間

平成25年3月3日(5年間) 平成20年4月1日

ビス事業を行う者として知事の指定 者自立支援法に定める児童デイサー 県内に主たる事務所を有し、 障害

支援又は就労継続支援事業を行う 支援法関係)の実績があること。 者として知事の指定を受けてい 社会福祉事業(障害者自立 福祉事務所福祉課 る 問合せ 童福祉法関係)の実績があること。 を受けていること。 北秋田市森吉生活支援ハウス

福祉事務所福祉課

2 62

1 1 3

ے ح

問合せ

23 62

1 3

所在地

設置の目的

米内沢字寺の上85番地

フードセンターたかのす

の増進を図る。 祉サービスを提供し、高齢者の福祉 び居住機能、交流機能並びに各種福 生活を送れるよう介護支援機能及 高齢者が安心して健康で明るい

指定期間 平成20年4月1日

通所リハビリテーション事業を行 事業若しくは介護保険法に定める 人で、介護保険法に定める通所介護 県内に主たる事務所を有する法

福祉事務所高齢者支援課

問合せ

でいること。

う介護老人保健施設を県内で営ん

62

所在地 補助器具センター たかのす

脇神字南陣場岱10番地

福祉事務所高齢者支援課

問合せ

貸与事業を県内で営んでいること。

人で、介護保険法に定める福祉用具

県内に主たる事務所を有する法

62

設置の目的 米内沢字楢岱57番地

平成20年4月1日

平成25年3月3日(5年間) 県内に主たる事務所を有する法人、

設置の目的

設置の目的

高齢者及び障害(児)者の自立及

に寄与すること。 の場を与え、もって老人福祉の増進 の向上、レクリエーション等のため 老人の心身の健康保持及び教養

を行う。

の軽減を図り、また情報提供、研修 び社会参加の促進並びに介護負担

指定期間

指定期間

平成20年4月1日

平成30年3月3日(10年間)

平成20年4月1日

平成25年3月3日(5年間)

問合せ 福祉関係)の実績があること。 福祉事務所高齢者支援課

所在地

設置の目的

会福祉法人で、社会福祉事業(老人

県内に主たる事務所を有する社

北秋田市地域資源総合管理施設

て農村文化等を資源に都市住民等と して、施設を適正に管理すること。 人」もの」「情報」の交流を図る場と 農業経営の所得増大を図り、併せ

補助器具センターたかのす

北秋田市地域資源総合管理施設 (アグリハウス)

米内沢字大野岱3番地30 北秋田市畜産経営環境整備施設

振興を図ること。 畜産環境の改善及び地域の農業

平成25年3月31日(5年間) 平成20年4月1日

要

問合せ 企業共同体、その他団体であること。 県内に主たる事務所を有する法人、 市農林課 **5** 62 6 6 3 8

所在地 北秋田市妖精の森

2林班内 森吉字桐内沢外30国有林1 0 5

設置の目的

指定期間 場とする。 農業経営者の所得増大を図り、併せ 身体をつくるレクリエー じて自然の中で、豊かな心と健康な て市民及び一般観光客が、四季を通 自然環境の立地条件を活用して ションの

企業共同体、その他団体であること。 平成25年3月31日(5年間) 平成20年4月1日 県内に主たる事務所を有する法人、

問合せ

市商工観光課



妖精の森

(次ページに続く)

平成30年3月31日(10年間)

13 広報きたあきた 19.9.1

社会福祉事業(児